

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 8 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町593番地1-205 Casa raffine 青地 森 央充、森 遙加	草津市青地町字堤戸791番12	166.70㎡	R7.8.7	1855

（令和 7 年 8 月 7 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 8 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠四丁目24番26-305号 Grand・Arpe'ge 山賀 美尽	草津市長束町字大蔵173番21	251.30㎡	R7.8.8	1856

（令和 7 年 8 月 8 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 8 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市若竹町6番4-1404号 プレサ ンスロジェ草津グレイスコート 中西 智子	草津市長束町字大蔵173番15 外 1筆	464.71㎡	R7.8.8	1857

（令和 7 年 8 月 8 日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 8 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市下鉤 1198 番地 1（207 号） ローズパル 八木 舞子	草津市穴村町字南平 543 番 2	264.06㎡	R7.8.8	1858

（令和 7 年 8 月 8 日 掲 示 済 み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 16 号

草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 24 日

草津市教育委員会教育長

藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和 7 年 8 月 18 日（月） 午後 3 時 30 分
- 2 場 所 草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津） 5 階 503 会議室

（令和 7 年 7 月 24 日 掲 示 済 み）

草津市教育委員会告示第 17 号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 24 日

草津市教育委員会教育長

藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和 7 年 8 月 27 日（水） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 草津市役所 6 階 教育委員会室

（令和 7 年 7 月 24 日 掲 示 済 み）

草津市教育委員会告示第 18 号

指定管理者の軽微な変更について

令和 7 年草津市教育委員会告示第 2 号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 11 条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 8 日

草津市教育委員会教育長

藤 田 雅 也

- 1 公の施設の名称、所在地
- (1) 名 称 草津市立草津アミカホール
所在地 草津市草津三丁目 13 番 30 号
- (2) 名 称 草津市立草津クレアホール
所在地 草津市野路六丁目 15 番 11 号
- 2 指定管理者
名 称 公益財団法人草津市コミュニティ事業

団
住 所 草津市大路二丁目 1 番 3 5 号
代表者 「理事長 辻川 明宏」を「理事長
明石 芳夫」に変更する

3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 8 月 8 日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条
第 1 項および第 4 項の規定により定期監査を実施した
ので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する
報告を決定し、公表する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 井 上 薫

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
こども若者部	草津第二保育所 矢橋ふたばこども園 笠縫東こども園 玉川こども園 常盤こども園
教育委員会	志津南小学校 矢倉小学校 南笠東小学校 常盤小学校 高穂中学校 老上中学校

(2) 監査の時期 令和 7 年 5 月 2 2 日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に
維持管理されているか（特に安全面）。また、学
校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状
況について、学校徴収金等に関する取扱いハンド

ブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハン
ドブックに則った適正な事務が執行されているか
を中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施し
た。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管
理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等
の取扱い状況については概ね適正に執行されてい
ると認められたが、次のとおり一部に改善、検討
を要する事項が見受けられたので、今後より適正
で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善
等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●所属名：草津第二保育所、矢橋ふたばこども園、
笠縫東こども園、玉川こども園、常盤こども園

指摘事項
① 各施設については、特に指摘するところはない。
一方で、保育施設徴収金等に関する取扱ハ ンドブックを策定している幼児課に対して、 令和 6 年 4 月 1 日に同ハンドブックを改定さ れたが、同ハンドブック内に掲載している「保 育施設徴収金取扱要領」と「保育施設徴収金 の取扱いに関するガイドライン」とが整合して いない。
具体的には、保育施設徴収金の収納方法に 関して、改定前は、取扱要領およびガイドラ インで「口座振替または現金により収入する」 としていたものが、改定後は、取扱要領は改 正せず、ガイドラインのみ「現金により収入 する」と限定され、各施設は取扱要領よりも 詳細に規定されているガイドラインに従って 事務を進めている。このことは職員が現金を 扱うリスクを高めるもので、取組みが後退し たと言わざるを得ない。
リスクを低減し、納入者の利便性も高める よう、収納方法は口座振替を可とし、さらには、 キャッシュレス化が進んだ現在において、種々 のキャッシュレス決済も検討され、早期に対 応されたい。

●所属名：南笠東小学校、常盤小学校、老上中学校

意見・指摘事項

特になし

●所属名：志津南小学校

指摘事項

- ① 収入および支出事務について、上司の決裁を事前に得たうえで執行されたい。

●所属名：矢倉小学校

指摘事項

- ① サッカーゴール、ミニサッカーゴールの転倒防止対策を施されたい。
- なお、サッカーゴール、ミニサッカーゴールの管理者に疑義があるところであるが、学校敷地内に存するものは適正に管理しなければならず、管理者を明確にし、自ら施行もしくは真の管理者を指導されたい。

●所属名：高穂中学校

指摘事項

- ① ハンドボールゴールの転倒防止対策を施されたい。

(令和 7 年 7 月 2 2 日 掲 示 済 み)

農 業 委 員 会 告 示

草津市農業委員会告示第 7 号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

草津市農業委員会
会長 今 井 修

- 1 期 日 令和 7 年 8 月 8 日 (木) 午後 3 時
- 2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 付議案件
- 1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出

の報告について (報告)

- 2) 農地利用変更届出について (報告)
- 3) 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和 7 年 7 月 3 1 日 掲 示 済 み)

上 下 水 道 事 業 告 示

草津市上下水道事業告示第 1 9 号

草津市指定下水道工事店の解除について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により解除したので、草津市指定下水道工事店規程 (平成 2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号) 第 1 1 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定 番号	工事店名	代表者名	所在地
1 1 9 3	上屋設備	上屋 幸男	長浜市平方町 6 3 5 番地 1

(令和 7 年 8 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市上下水道事業告示第 2 0 号

草津市指定給水装置工事事業者の指定
について

水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号) 第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1 3 6 3	合同会社 上屋設備	上屋 幸 男	長浜市平方 町 6 3 5 番 地 1	0 7 4 9 － 6 5 － 4 3 4 8

2 指定有効期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 2 年 7 月 3 1 日まで

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第 2 1 号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1 3 6 3	合同会社 上屋設備	上屋 幸 男	長浜市平方 町 6 3 5 番 地 1	0 7 4 9 － 6 5 － 4 3 4 8

2 指定有効期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 2 年 7 月 3 1 日まで

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済み)